

<函館港イルミネーション映画祭サポーターズクラブ> 会員規約

第1章 総則

第1条(会員規約)

この会員規約は、函館港イルミネーション映画祭(以下「イルミネーション映画祭」といいます)が開催する映画祭および関連するイベント等(以下「映画祭」といいます)に、第5条所定の会員(以下「会員」といいます)が参加するに際しての一切に適用します。

2.会員には、本規約のほか、函館港イルミネーション映画祭実行委員会会則(以下「会則」といいます)が適用され、本規約に定めのない事項は、会則が適用されます。なお、本規約と会則の定めが異なる場合には、会則が優先して適用されます。

3.本会は通称を「函館港イルミネーション映画祭サポーターズクラブ」とします。

第2条(本規約の範囲)

イルミネーション映画祭が会員に対して発する第4条所定の通知は、この会員規約の一部を構成するものとします。

第3条(本規約の変更)

イルミネーション映画祭は、会員の下承を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。この場合には、全ての事項は、変更後の会員規約によります。

2.変更後の会員規約については、イルミネーション映画祭が通知等に別途定める場合を除いて、公式サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条(イルミネーション映画祭からの通知)

イルミネーション映画祭は、公式サイト上への表示もしくは郵送、電子メール、その他イルミネーション映画祭が適当と判断する方法により、会員に対し随時必要な事項を通知します。

2.前項の通知は、イルミネーション映画祭が当該通知の内容を公式サイト上に表示した時点より効力を発するものとします。

第2章 会員

第5条(会 員)

会員とは、イルミネーション映画祭の目的に賛同し賛助するために入会した個人、団体及び法人とします。

2.会員は、イルミネーション映画祭が入会を承認した時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとみなします。

3.会員資格の有効期間は、入会から2009年3月31日までとします。

第6条(入会の承認)

会員の入会について、個人サポーターズの入会資格は満18歳以上、定員を100名とします。団体・法人サポーターズについて条件は特に定めません。

2.前項について、個人サポーターズの入会者が定員の100名に達した場合、イルミネーション映画祭は会員募集を直ちに停止し、それ以降に入会申込があった場合には申込者に登録料を返金します。

3.会員として入会しようとする者は、イルミネーション映画祭が別に定める入会申込書により、イルミネーション映画祭に申し込むものとします。

4.入会の受付は募集開始から2008年10月31日までとなります。

5.入会時期によって受けることの出来る特典が異なることがあります。

6.第4章所定の会費を入金した時点をもって入会の承認とします。

第7条(入会の不承認)

イルミネーション映画祭は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければなりません。

2.イルミネーション映画祭は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

第8条(譲渡禁止等)

会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡したり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第9条(変更の届出)

会員は、氏名、住所、その他イルミネーション映画祭への届出内容に変更があった場合には、速やかにイルミネーション映画祭に連絡の上、所定の方法で変更の届出をするものとします。

2.前項届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、イルミネーション映画祭は一切その責任を負いません。

第10条(会員に対する特典)

イルミネーション映画祭が会員に対して提供する特典の内容については、公式サイト上などで通知するものとします。

2.前項に定める特典は、イルミネーション映画祭の運営を妨げない範囲において講ずるもので、義務を課すものではありません。

3.会員は、イルミネーション映画祭に入会を承認された後に、特典を受けることができます。

第11条(退会)

会員が退会する場合は、イルミネーション映画祭に連絡の上、所定の方法にてイルミネーション映画祭に届け出るものとします。イルミネーション映画祭は、既に受領した入会金その他の債務の払い戻し等は一切行いません。

第12条(免責事項)

イルミネーション映画祭は、会員が被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を一切負わないものとします。

2.会員が他の会員、第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、イルミネーション映画祭に損害を与えることのないものとします。

3.会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によってイルミネーション映画祭に損害を与えた場合、イルミネーション映画祭は当該会員に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第13条(会員規約違反等への対処)

イルミネーション映画祭は、会員が会員規約に違反した場合もしくはそのおそれのある場合、会員による活動に関し他者からイルミネーション映画祭にクレーム・請求等が為され、かつイルミネーション映画祭が必要と認めた場合、またはその他の理由で不相当とイルミネーション映画祭が判断した場合は、当該会員に対し、次のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

(1)会員規約に違反する行為またはそのおそれのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。

(2)他者のクレーム・請求等の内容を適切な方法で会員に通達し、会員は他者との間で、クレーム・請求等の解消のための協議(裁判外紛争解決手続きを含みます)を行うことを要求します。

2.前項の規定は第15条に定める会員の自己責任の原則を否定するものではありません。

3.会員は、第1項の規定はイルミネーション映画祭に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、会員は、イルミネーション映画祭が第1項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、イルミネーション映画祭を免責するものとします。

第14条(会員資格の取消ならびに制限)

イルミネーション映画祭は、会員が以下の各条項に一つでも該当するに至った場合、会員への通知をおこなうとともに、イルミネーション映画祭の会員資格を直ちに取り消すことができます。資格を取り消された場合、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとします。

(1) 入会時に虚偽の申請を行った場合

(2) イルミネーション映画祭の運営を妨害した場合

(3) 本規約のいずれかに違反した場合

(4) 本人が死亡した場合

(5) その他、イルミネーション映画祭が会員として不相当と判断した場合

2.前項の各条項に該当しながら会員資格を取り消さない場合でも、会員への特典を受けることが出来ないなど、その会員資格が制限されることがあります。

第3章 会員の義務

第15条(自己責任の原則)

会員は、会員による活動とその結果について一切の責任を負います。

第16条(私的利用の範囲外の利用禁止)

会員は、イルミネーション映画祭が承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、イルミネーション映画祭を通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます。)を除き、入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、映像等(以下、併せて「データ等」といいます。)も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。

2.会員は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。

第17条(営業活動の禁止)

会員は、イルミネーション映画祭が開催する一切のイベントにおいて、営利を目的とした活動およびその準備を目的とした活動(以下「営業活動」といいます)をすることができません。

2.前項にかかわらず、イルミネーション映画祭が別途承認した場合は、会員は承認の範囲内で営業活動を行うことができるものとします。

第18条(その他の禁止事項)

第16条および第17条の他、会員は活動の際に以下の行為を行わないものとします。

(1)イルミネーション映画祭もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為。

- (2)他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為。
- (3)他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (4)詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (5)選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- (6)上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、映画祭の運営を妨害する行為、イルミネーション映画祭の信用を毀損し、もしくはイルミネーション映画祭の財産を侵害する行為、または他者もしくはイルミネーション映画祭に不利益を与える行為。

第4章 会費

第19条(メンバー登録料)

メンバー登録料について、個人サポーターズは5,000円、団体・法人サポーターズは1口10,000円とします。

第20条(決済手段)

会員はメンバー登録料その他の債務を各会員ごとにイルミネーション映画祭が承認した方法で履行するものとします。

第21条(決済)

メンバー登録料はイルミネーション映画祭より決済のための書類が到着してから2週間以内に履行するものとします。

第5章 個人情報・通信の秘密

第22条(個人情報)

イルミネーション映画祭は、会員の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、適切に取り扱うものとします。

2.イルミネーション映画祭は、個人情報、以下の目的のために利用することがあります。

(1)当該個人に対しサービスを提供すること。

(2)個々の会員に有益と思われる映画祭、各種イベント、その他の案内を、電子メールもしくは郵便等により送付すること。

(3)会員から個人情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること。

(4)その他会員から得た同意の範囲内で利用すること。

3.イルミネーション映画祭は、前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。

4.イルミネーション映画祭は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ることを行わない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

5.イルミネーション映画祭は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、映画祭の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、イルミネーション映画祭は、統計資料を業務提携先等に提供することがあります。

第6章 本部、及び事務局

第23条

1. 本部、及び函館事務局は下記に置くものとする。

函館事務局 〒040 - 0053 函館市末広町4 - 19 函館市地域交流まちづくりセンター内

函館港イルミネーション映画祭実行委員会事務局

phone:0138-22-1037

公式 HP:<http://hakodate-illumina.com>

実行委員長 米田哲夫

(2)東京事務局は下記に置くものとする。

東京事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-17-15-805 uzumasa 内

函館港イルミネーション映画祭東京事務局

phone: 03-5367-6073 facsimile: 03-6903-6970

東京事務局代表 小林三四郎

第24条 (協議)

会員とイルミネーション映画祭の間に問題が生じた場合、両者誠意をもって協議・解決するものとします。

第25条 (準拠法)

この会員規約に関する準拠法は、日本法とします。

第26条(委任)

この規約に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は、実行委員会の議決を経て定めるものとします。

附 則

この会員規約の記載内容が正しいことを証明します。